

前期 第8問

Xは、A子と婚姻同居していたところ、以前交際していた男性とホテルに行くなどしたA子の素行に不満を抱き、憤激し、同女と離婚すると言いだした。A子はこれを引き止めようとして、包丁を自分の首辺りに突き付けて自殺する素振りを示し、Xが同女を制止するなどして争い、またXが部屋から飛び出し最寄りの交番へ離婚の相談に赴き、これを追って同女も同交番へ赴き共に警察官からなだめられ助言を受けて再び同室に戻ったりしたが、このような争いが朝まで断続的に繰り返されているうち、A子はマンション3階の自室内からベランダへ出て行こうとした。これはXの気を引くために飛び降り自殺の素振りを見せただけであって真実自殺する意思はなかった。しかし、XはA子がベランダへ行くのを見るや、A子が本気で自殺を図っているものと感じ、これを制止しようとした。その際にXは、同女に対する憤激や安易に自殺に走ろうとする同女への苛立ちの感情があったこともあって、自殺を制止するのにやむを得ない程度を超え、A子の両肩を両手で強く突いてその場に転倒させる暴行を加えて頭部打撲を負わせ、4日後入院先の病院において、A子を右傷害に基づく頭蓋内損傷により死亡させた。Xの罪責を述べよ。

参考判例：東京地裁平成9年12月12日